

若年技能者育成企業支援事業費補助金のご案内

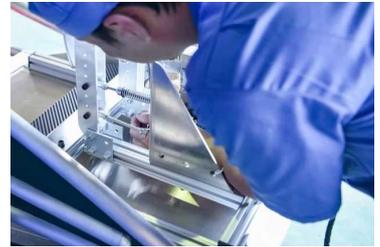
従業員の技能検定試験受験に要する経費の一部を大分県が補助します！

対象となる事業者

- ・大分県内の中小企業者（中小企業活性化条例第2条第1項に定めるもの）
- ・事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未満の常勤の従業員に対し、当該年度の技能検定試験の受験に要する経費の一部又は全部を負担する事業者（予定を含む）
- ・技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度を設けている又は新設することを予定している事業者

対象となる経費

- ・技能検定試験の受験に要する経費のうち、
 - (1) 受験手数料（実技試験・学科試験）
 - (2) 講座受講料（技能検定対策講座）
 - (3) 教材費（受験予定の職種に関連する教材）
 - (4) 材料費（実技試験課題で定められているもの）
 - (5) その他（機器使用料、会場使用料、運搬費等）
- ※試験会場や講習会場までの旅費や宿泊費等は含みません。
- ・対象試験：職業能力開発促進法に基づき実施される技能検定



助成の内容

補助率：上記対象経費の1/2

補助限度額：●1人あたり5万円を上限額とし、

●1企業あたり1年度最大50万円(10名分)までとします。

●国・市町村等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は、その充当額や割引額を対象経費から差し引きます。

●募集は先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

補助金の交付申請を希望される企業は、事前に雇用労働政策課 職業能力開発班 (097-506-3330) あてお問い合わせください。

手続きの流れ

①交付申請：交付申請書・事業計画書・収支予算書・誓約書を提出

★交付申請締切：令和元年10月18日（金）※必着

②交付決定：県から補助金交付決定通知を受ける

③事業計画の実行：提出済みの計画書に沿って試験対策の実行・受験

④実績報告：実績報告書・収支精算書及び証拠書類を提出

⑤請求：④による補助金額の確定後、補助金の請求書を提出

令和元年度スケジュール

年度	月	技能検定試験	大分県職業能力開発協会 (試験実施機関)	県内中小企業	大分県
令和元年度	8月			補助金交付申請 (～令和元年10月18日まで) ※受検申請締切まで	交付申請書類提出 様式1・2・3・4他
	9月	(後期) 実施公示	令和元年度後期技能検定試験		事業計画の実行
	10月	(後期) 受検申請受付		補助対象者受検申請	
	11月				変更承認申請 様式5・2・3他
	12月	(後期) 技能検定試験実施期間 (実技・学科)		補助対象者受検	変更交付決定
	1月				実績報告書類提出 様式8・9・10他
	2月				実績報告
3月	(後期) 合格発表	結果通知		実績報告 (～令和2年4月10日まで) ※事業完了後、30日以内に行うこと	額の確定通知
令和2年度	4月			補助金請求	請求書提出 様式7
	5月			補助金受領	補助金の支払

※令和元年度は、「令和元年度後期技能検定試験」のみが対象となります。

令和元年度後期技能検定を受検するために要した経費であれば、前年度に支出した経費であっても補助対象経費とすることができます。

※実績報告時に領収書や受検票の写しなど、補助対象経費の支出を証する書類の添付が必要になります。紛失した場合は対象経費として認められませんのでご注意ください。

申請様式について



大分県 技能検定 補助金

検索

各種様式は**大分県ホームページ**からダウンロードできます。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/14580/ginoukentei-kigyou-shien.html>

その他、補助金交付要綱やQ&Aなども上記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

技能検定試験について

技能検定の職種や申請方法等、技能検定試験に関する詳細は**大分県職業能力開発協会のホームページ**をご確認ください。

<http://www.noukai-oita.com/>

お問い合わせ先

当補助金に関するお問い合わせについては、大分県商工観光労働部雇用労働政策課（県庁舎本館7階）へご相談ください。 TEL：097-506-3330 職業能力開発班